

口蹄疫発生に係る経営支援について

1 発生農家に対して

家畜伝染病予防法に基づき疑似患畜と判断され、殺処分を行った農家に対しては、手当金が支給されます。(患畜：家畜の評価額の1/3、疑似患畜：家畜の評価額の4/5、埋却費用に対する交付金1/2)

2 移動制限区域内等で、自主とう汰した農家に対して

移動制限区域内等で家畜防疫員の指導等により、とう汰したとき、家畜防疫互助基金に加入している場合は、とう汰互助金が交付されます。(繁殖雌牛442千円、子牛288千円、乳用牛396千円、肥育豚21千円等を上限)

3 経営再開する農家に対して

上記1、2に該当する農家が新たに家畜を導入した場合は、家畜防疫互助基金から経営支援互助金が交付されます。(繁殖雌牛179千円、子牛59千円、乳用牛193千円、肥育豚12～13千円等を上限)

今回の口蹄疫のような悪性伝染病の万一の発生に備えて、家畜防疫互助基金制度があります。

詳しいことは、所属されている団体にお尋ねください。取りまとめは、社団法人熊本県畜産協会(TEL096-369-7745)が行っています。